

京都府後期高齢者医療広域連合 令和 8 年度第 1 回
情報公開・個人情報保護審査会 摘録

1 日時

令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 午後 2 時 0 0 分～2 時 5 0 分

2 会場

WEB 会議による開催

（事務局は京都経済センター会議室 4－C）

3 出席者

審査会委員（50 音順）

黒田委員、三宅委員、山田（哲）会長、山田（典）委員、吉富委員

広域連合事務局

宮内事務局次長、長谷川総務課課長補佐、横山総務課企画主任、
上垣業務課課長補佐、田邨業務課課長補佐

※傍聴者なし

4 開会

【事務局】

委員の紹介

5 議題

- （1）報告 1 令和 7 年度における情報公開条例第 22 条及び個人情報の開示請求等に関する運用状況について

⇒事務局から資料「報告 1－1」「報告 1－2」に基づき説明

【事務局】

個人情報の目的外の提供の補足として、ほとんどの案件は医療費の計算等で必要な場合であり、照会元の目的が明らかなものである。一方、捜査関係等での提供依頼については、目的が不明確なものもある。その場合は照会元に確認を行ったうえで、目的が不明確であれば提供を断ることとしている。提供の意思決定は個人情報を管理する業務課長が行うが、個人情報保護を所管する総務課長に合議することとしており、内部チェックを行っている。

【会 長】

日本では、捜査関係の照会に対して、すぐに個人情報を提供してしまうことで問題が生じる場合がある。提供の可否を詳細に検討されていると理解した。

【会 長】

他に意見や質問などはあるか。

(意見等なし)

(2) **報告 2** 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト及び京都府後期高齢者医療広域連合保有個人情報の安全管理措置の状況等について

⇒事務局から資料「報告 2－①」「報告 2－②」に基づき説明

【委 員】

例年チェックを行っていただいているが、「△」が付く項目があるのは、できていないということを意識されているということであり、良いことである。個人情報を取り扱う契約について実地検査ができていないものもあるとのことであるが、相手方との関係もあり、日常的な業務の中で確認されていればよいと考える。むろん何年かに一度は見直しが必要である。個人情報の取扱いは必要最小限にするという意識を持っていただいていると理解しており、概ね適正な取扱いをされていると思う。

【事務局】

ワイヤーロックについては、予算に余裕があれば実施したいと考えている。

【委 員】

ワイヤーロックはあくまで手段であり、盗難リスクに対する安全管理の代替手段があればよい。チェック項目を全て「○」にする必要があるわけではない。常に意識を持っていただくことが大切である。

【会 長】

チェック項目を「○」にしないといけないものではないというのは委員の只今の指摘の通りであり、異論はない。一方で、例年「△」をつけて同じ検討内容ばかり記載するのは、何もしていないということになりかねず、良くない。適切に対応いただくよう検討をお願いします。

【会 長】

他に意見や質問などはあるか。

(意見等なし)

(3) **報告 3** 京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者情報の提供について

⇒事務局から資料「報告 3」に基づき説明

【会 長】

ただ今の事務局からの報告に対して意見や質問などはあるか。

(意見等なし)

(3) **報告 4** 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の修正について

⇒事務局から資料「報告 4」に基づき説明

【会 長】

ただ今の事務局からの報告に対して意見や質問などはあるか。

(意見等なし)

【会 長】

今回の案件は以上となるが、最後に議事全体を通じて意見質問などはあるか。

(意見等なし)

【会 長】

それでは、本日の報告事項が全て終了したので審査会を終了する。

(審査会終了)